

介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業者に対する行政処分について

平成28年7月19日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅介護支援事業者である社会福祉法人旭川水芝会に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項第6号の規定に基づく行政処分を平成28年7月19日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 社会福祉法人旭川水芝会
代表者名： 理事長 千野 恵美子
所在地： 旭川市末広8条5丁目5317番地の14

(2) 事業所

事業所名： サンハイム居宅介護支援事業所
所在地： 旭川市末広8条5丁目5317番地の14
サービス種類： 居宅介護支援
指定年月日： 平成12年1月25日

3 処分内容

- ・指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止

平成28年8月1日から平成28年10月31日までの3か月間、新規利用者の受入停止及び報酬を2割減とする。

サービス種類： 居宅介護支援
根拠法令： 介護保険法第84条第1項第6号
処分年月日： 平成28年7月19日

4 処分の原因となる事実

- (1) 居宅介護サービス計画費のうち、特定事業所加算の算定にあたり必要な人員の配置要件を満たしていなかったにも関わらず、満たしていたとして当該加算を不正に請求した。